

「約款・規定集（個人のお客様用） 新旧対照表」 正誤表

「約款・規定の改定のお知らせ」（1頁）

該当箇所は、赤字で示しております。

	改定後（新）	改定前（旧）
正	証券取引約款	
	第1章 総則	
	第2条（定義） （1）この約款において、次の各号に掲げる取引を組み合わせた取引を「総合取引」といいます。 ①～④ （省 略） ⑤金額・株数指定取引 ⑥国内外貨建債券取引 ⑦投資信託受益権等の累積投資取引 ⑧利金・分配金等を累投口に入金する取引	第2条（定義） （1）この約款において、次の各号に掲げる取引を組み合わせた取引を「総合取引」といいます。 ①～④ （省 略） （新 設） ⑤国内外貨建債券取引 ⑥投資信託受益権等の累積投資取引 ⑦利金・分配金等を累投口に入金する取引
誤	証券取引約款	
	第1章 総則	
	第2条（定義） （1）この約款に掲げる取引および用語などの意義は、以下の各号のとおりです。 ①～④ （省 略） ⑤金額・株数指定取引 ⑥国内外貨建債券取引 ⑦投資信託受益権等の累積投資取引 ⑧利金・分配金等を累投口に入金する取引	第2条（定義） （1）この約款に掲げる取引および用語などの意義は、以下の各号のとおりです。 ①～④ （省 略） （新 設） ⑤国内外貨建債券取引 ⑥投資信託受益権等の累積投資取引 ⑦利金・分配金等を累投口に入金する取引